

お客様各位

## 個人使用のルールについて

吹田市立山田ふれあい文化センター

指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体

平素は山田ふれあい文化センターをご利用頂き誠にありがとうございます。

当センターでは個人利用について、規定のルールに基づいて運用させて頂いております。

この度、個人利用につきまして幅広い使用目的でご利用いただく機会が増えた事を受けまして、一部ルールを見直しさせていただきます。

今後もルールに基づいた適正な運用を行うことで、皆様が安心してご利用いただける施設運営を目指しております。ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

### 【基本ルール】

1. 個人使用はクラフト室、練習室、多目的ホール（舞台使用除く）のみ可能です。  
当日部屋に空きがある場合に限りますので事前に電話等で空室確認して頂くことをお勧めします。  
(12時～13時および17時～18時の間はご利用出来ません。)
2. 申し込み出来るのは当日に限ります。
3. ご利用は1時間単位（1時間につき100円）です。吹田市外の方のご利用の場合、料金が通常料金の倍額になります。
4. 個人使用は共用での使用となります。同じ部屋に使用者が重複した場合、共用での使用をお願いします。
5. 部屋により使用可能な楽器が限られています。楽器利用の方は窓口にてご確認をお願いします。
6. 附属設備（グランドピアノ・陶芸窯・カラオケ）はご利用出来ません。
7. 18歳未満の方が利用する場合に限り、保護者1名までが付き添いとして入室出来ます。  
保護者の方も付き添いではなく、ご利用者と一緒に活動される場合は、ご利用者同様の料金を窓口にてお支払いいただきます。

※その他の事情により付き添いが必要な方は窓口での申し出をお願いします。

※使用内容については当センターの職員が入室して確認させていただく場合がございます。

※申請が適切で無い場合には以後の使用を制限させて頂く場合がございます。

ご不明な点がございましたら窓口へお問い合わせください。

以上